



あおば 10月号



介護職員等による喀痰吸引等について

看護師 飯田 晓

2025年、日本の高齢化率（65歳以上の高齢者の割合）は全人口の30%に達すると推測されており、高齢化が進む中、介護保険施設の利用者様は増加傾向にあります。同時に後期高齢者（75歳以上）が全人口の18%を占めるとの推計もあることから、高齢な利用者様の医療的ケアを必要とする方も増えているという現実があります。高齢者の死因第6位である肺炎のうち、約7割が誤嚥性肺炎と言われており、医療的ケアを必要とする介護保険施設に求められるのは、医療的ケアの提供体制を強化し、利用者様の安全を確保する事です。

平成24年4月より「社会福祉士および介護福祉士法」※1）の一部改正により、介護福祉士および一定の研修を受けた介護職員等において、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件下で喀痰吸引等の医療行為を業務として実施できることとなりました。

業務対象となる医療行為は①痰の吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、②経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）です。介護職員等が、医師の指示および看護師等との連携のもと、上記医療行為を実施しますが、そのためには一定の研修を修了することが条件となります。当施設においても研修会の介護人材育成センター協力のもと、本年度から介護職員等の研修、介護職員等を指導する指導看護師等の養成が開始となり、看護師2名が厚生労働省の指定する、医療的ケア教員講習会という指導看護師の研修を終了し、現在3名の介護職員が医療的ケア（喀痰吸引等）研修を受講しております。

デンマークイン若葉台では、看護師は常駐しておりますが、介護職員が喀痰吸引等の医療的ケア技術を習得する事で、医療的ケアニーズの高い利用者様の受け入れが可能になり、呼吸困難などが起きた際に救急搬送ではなく、速やかに施設内で対応出来るようになり、利用者様の安全確保に繋がります。研修を継続して行い、今後もご利用者様が安全・安楽に過ごせる施設を目指してまいります。

平成24年4月1日 社会福祉士及び介護福祉士法改正より一部抜粋

※1）介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施を可能とすることに伴い、①喀痰吸引等の内容のほか、②喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う者について、都道府県の登録基準等を定める。

研修機関の研修を受講し、喀痰吸引等を行える介護従事者である旨の都道府県知事の認定証の交付を受けて、喀痰吸引等を実施することになる。

平成27年4月1日以降においては、研修修了後、介護福祉士（特定登録者）となり喀痰吸引等を実施することも可能。

敬老会

9月11日、12日、15日と各フロアにて開催しました。

長寿の表彰、デザートバイキング、職員による様々な出し物でお祝いさせていただきました。



壁画制作

テーマは「実りの秋」。利用者様と折り紙を切って貼り合わせてと、細かい作業にたくさん参加していただきました。



演奏会

8月、地域の方が来所され、音楽療法時に歌の伴奏をしてくださいました。長年ピアノを弾いていらっしゃったのですが、人前での演奏は久しぶり。緊張されながらも、大勢の前で堂々と演奏される姿がとてもすてきで、ご一緒できただけを嬉しく思います。また、来て下さることを楽しみにしています。



栄養科イベント～かき氷

少し涼しくなってからのかき氷に舌鼓。

4種類のシロップから選べて

あんこに練乳もトッピング

できました。



今月の予定
14日(火)誕生会

わかばカフェ*

(*わかばカフェとは、当施設が行っている介護予防サロンです。)

今月は、10月15日(水) 14:00～

・泌尿器科について（施設長）

・介護予防体操

ご参加お待ちしております。

特定医療法人研精会 介護老人保健施設 デンマークイン若葉台



施設紹介

入所（認知症専門棟あり）
短期入所療養介護
通所リハビリテーション
訪問リハビリテーション

地域活動

介護予防サロンわかばカフェ

併設施設

稻城台病院
訪問看護ステーションゆい若葉台
介護支援センターゆい若葉台



★お気軽にお問い合わせください。
★職員随時募集中
住所：稻城市若葉台3-7-1
電話：042-331-3030

